

# 豊島・汚染土壌処理の紛争に関する一考察

## A study of Teshima's polluted soil conflict

山田 利春<sup>1</sup>  
Toshiharu Yamada

### 1.はじめに

3.11 原発事故で放射性汚染土壌の除去が、大きな社会問題になっているが、近畿圏では、香川県豊島の汚染土壌を滋賀県大津市に搬入し、水洗浄処理することが、昨年大きな社会問題となった。豊島の不法投棄は国内最大級で、その解決は全国の注目を集めている。香川県はコスト削減と工期の遅れを取り戻すために、県外での汚染土壌水洗浄処理を推進した。しかし、搬入先に決定した大津市北部の住民は、この事を知らなかった。処理を行う Y 社は、川を汚す等地元住民とよくトラブルを起こしていた。そのため、短期間に 24,000 名を超える反対署名が集まる住民紛争に発展し、香川県は方針変更を余儀なくされた。本研究の目的は、**豊島の汚染土壌 水洗浄処理計画はどこに問題があったか**を「香川県 豊島問題の経緯関連資料」等より明らかにするものである。

### 2.分析方法

下記資料等を時系列的に丹念に読みこみ、「推論」を行う。資料の読み込みは、(a)行政的要因、(b)技術的要因、(c)経済的要因、(d)社会的・倫理的要因、の4つの視点からなる。要因に関係すると思われる部分を下線( )で示し、特に関係が深いと思われる部分は、二重下線( )で示して検討した。

- (1) 豊島廃棄物等管理委員会議事録（第 12 回～第 30 回議事録）
- (2) 豊島廃棄物処理協議会議事録（第 19 回～第 30 回議事録）

### 3. 水洗浄処理の経緯：

平成 19 年に管理委員会で、産業廃棄物不法投棄直下の汚れた土に対する、水洗浄処理の検討が始まり、平成 20 年 11 月に豊島住民に説明が行われた。平成 22 年 8 月に香川県側と豊島住民との間で、新たな県外での水洗浄処理に関する調印が行われた。大津市側住民は、平成 23 年 7 月に当地で水洗浄処理が行われることを知り、平成 23 年 12 月に住民紛争に発展する。「びわ湖を守れ」と言う反対署名は、短期間に 24,000 名に達し、香川県へ出向いた要望書の提出、大津市長・香川県知事との話し合いの後、平成 24 年 5 月に香川県は声明を発表し、大津市での水洗浄処理の方針を変更した。

---

\* 環境カウンセラー（市民部門）  
〒520-0528 滋賀県大津市和邇高城 3 6 3 - 6  
E-mail toshiharu@mtb.biglobe.ne.jp

#### 4. 検討結果：

- (1) 廃棄物等管理委員会議事録の読み込みでは、水洗浄処理の技術的判断が、慎重に進められている。しかし、汚染土壌の大津市搬入に関しては、行政側の情報を頼り、自らは現地調査等はせず、下水が来ていない Y 社に技術的承認を与えていた。また、技術的判断を越える実施計画等も審議・了承している。
- (2) 豊島廃棄物処理協議会議事録からは、豊島の廃棄物処理が大変な作業であり、期限内処理、調停条項の遵守が至る所で読み取れる。また、住民側の意見は、豊島の苦しみを他の住民に味あわせたくないという、倫理観に根ざしている。しかし、最終的にコスト削減と工期の遅れを取り戻したいという県行政側の主張に同意していった。

#### 5. 考察

- (1) **廃棄物等管理委員会に対する問題：**水洗浄処理の技術的判断は、入念に検討され適切と推察される。しかし、島外で処理する場合の社会的・倫理的問題、経済的問題等では、行政側の主張に従い検討が十分に行われていない。豊島の汚れた土を他府県に持ち込み処理を行う場合の倫理的問題、搬入先の状況・住民感情等は、調査・検討されていない。琵琶湖に隣接する Y 社の格安コストは「おかしい」との意見が出されているが、住民紛争までは予想していなかったと思われる。「出来るだけ安く処理を」という行政側の考え方に学際的議論が行われていない。社会科学系の専門家が居ない中で、風評被害の予測等、技術的判断を越える実施計画等まで、指導や助言を行っていた管理委員会のあり方が、大津市に搬入決定⇒計画中止という問題を招いた 1 つの原因と推論できる。
- (2) **行政の進め方（入札方法等）と住民紛争：**一般市民には豊島の廃棄物と汚染土壌の区別は難しい。経済的理由からオフサイト処理（県外処理）を採用して、WTO による入札で処理事業者を決めたが、土壌汚染処理は、紛争になり易くリスクコミュニケーションが重要視されている。それを踏まえずに、豊島から 170Km もの距離にある、琵琶湖に面した Y 社で処理しようとして問題が発生した。行政側の経済優先の判断が今回の原因で、地域住民との事前の話し合いが無く、法律・規則を調べて処理を進めようとした事が問題だった。何故、住民紛争になったかは教訓として学ぶ必要がある。

#### 6. まとめ

香川県豊島の汚染土壌処理に関して、新しい水洗浄処理方式が検討され、滋賀県大津市北部の Y 社で処理することが管理委員会で審議・了承された。しかし、現地で反対運動が起こり計画は中止された。豊島問題・経緯関連資料等の読み込み方式による分析から、社会科学系の専門家がない管理委員会の弱点や、全国のモデルケースとして進められている豊島の廃棄物処理において、経済性優先に偏り、社会的・倫理的側面の調査・検討を欠いた行政側の進め方が、中止の原因になったと推論される。 以上